

# 現場説明書

工事名称 : 沖縄県立中部病院本館外壁補修塗装工事

沖縄県立中部病院

1. **工事名称** 沖縄県立中部病院本館外壁補修塗装工事
2. **工事場所** うるま市
3. **工 期** 契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
4. **入札条件** 別紙「公告」のとおり
5. **工事概要** 図面記載のとおり
6. **工事範囲** 本工事設計図書（本書を含む。）及び下記に示す工事の施工一切
7. **関連工事** なし
8. **質問回答** 現場説明事項及び設計図面に対する質問回答は下記によりすべて文書で行う。  
質問書の提出部数は1部とし、メールにて行う。
  - (1) 〆切日時 公告文に記載のとおり
  - (2) 提出場所 沖縄県立中部病院総務課設備調達係（担当：下地）
  - (3) 様 式 公告文に記載のとおり
  - (4) 回答日時 公告文に記載のとおり
9. **提出書類等**
  - (1) 別紙2に記載する書類は遅滞なく提出すること。
  - (2) 完成図書は別紙3による。
10. **現場代理人及び主任技術者等**（契約書第10条関係）

契約書第10条に基づき行う現場代理人及び主任技術者等の通知は、別紙2の現場代理人等通知書により行う。共同企業体の場合は、代表者は監理技術者、構成員は主任技術者をそれぞれ当該工事現場に専任で配置しなければならない。

なお、コンクリート造の工作物（その高さが5メートル以上であるものに限る）の解体作業時は、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者を現場常駐させること。
11. **官公署への手続き**

- (1) 本工事に必要な官公署及びその他の機関への許認可等必要な申請及び手続き（赤土対策等）は、遅滞なく行い、かつ、これらの手続きに要する費用はすべて請負業者の負担とする。
- (2) 資材の搬出入についての手続きは、所轄警察署及び道路管理者等と十分調整のうえ、請負業者が行うこととし、実施に当たっては関係官公署の指示に従い、特に車両渋滞の防止、一般通行者への安全対策及び公害防止には十分配慮すること。

## 12. 支給材料及び貸与品（契約書第15条関係）

- (1) 支給する工事材料及び貸与する建設機械器具は以下のとおりとし、引渡場所及び時期については、監督員の指示による。

| 品 名 | 数 量 | 品 質 | 規 格 ・ 性 能 |
|-----|-----|-----|-----------|
|     |     |     |           |
|     |     |     |           |
|     |     |     |           |

- (2) 支給材料及び貸与品は、工事の完成、設計変更等によって不用となった時は、監督員の指示により、速やかに返還しなければならない。

## 13. 工事用水・工事用電力等

当該工事に必要な電気、電話、水道、排水施設等に要する手続きは請負業者で行い、かつ、その設置に要する費用・使用料金等は請負業者の負担とする。

## 14. 工事用看板等

- (1) 工事用看板の規格・寸法は別紙4による。
- (2) 安全表示板、交通標示板を現場内外の必要な箇所に設置する。
- (3) 行政活動のコスト等表示看板を設置する。規格・寸法は別紙5による。

## 15. 着工前の隣接施設の調査及び周辺への配慮

工事により隣接施設（土地、家屋、工作物及び道路等）を汚染、損壊しないように十分な予防措置を取り、また、工事に伴い発生する騒音等の公害についても万全の措置を講ずること。汚染、損壊した場合は、原状回復すること。

なお、工事に先立ち、現場内外における隣接施設の状態を調査及び写真撮影等により記録する

こと。

以上は、搬入経路についても同様とする。

## 16. 埋設物等

工事中に敷地内より不発弾、文化財、埋設管等の埋蔵物や埋設物を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、指示に従うこと。

## 17. 使用資材の統一

同一現場が複数の工区に分かれている場合、構造、意匠、機能、耐久性及び維持管理の観点から、使用資材は、原則として各工区において同一資材（材質、形状、寸法、重量、同一メーカー品）を使用すること。

## 18. 工程管理等

(1) 原則として、週1回の工程会議を開催すること。

~~(2) 安全衛生対策協議会を設置し、毎月1回以上の会議を行うこと。~~

~~(3) 工程会議及び安全衛生対策協議会は、建築工事の請負業者が中心となって運営する。~~

~~(4) 7. の関連工事にて指定された幹事工区が協議会の会長とする。また、会長は労働安全衛生法第30条第1項の規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）とする。~~

## 19. 資材等の運搬

(1) 土砂等の運搬が運送契約により行われる場合は、正規の運送免許を受けた者及び車両を使用すること。また、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を十分行うこと。

(2) 現場より資材を搬入・搬出する場合はゲートに誘導員等を配置し、安全管理に十分配慮すること。

## ~~20. 中間検査（契約書第32条関係）~~

~~工事目的物について、工事施工中の中途において指定する出来形部分は、下記のとおりとする。~~

~~( )~~

## ~~21. 部分引渡し（契約書第39条関係）~~

~~工事目的物について、工事の完成に先だって引渡しを受けるべき部分は、下記のとおりとする。~~

~~( )~~

## 22. 経年調査（契約書第45条関係）

請負業者は、工事完成後1年及び2年以内に、中部病院又は施設管理者等の要請がある場合は経年調査を実施すること。なお、この調査で発見された瑕疵は、速かに修復しなければならない。

### ~~23. 債務負担行為に係る契約の前払の特則（契約書第41条関係）~~

~~本契約においては、各会計年度の出来高予定額の合計額各会計年度の出来高予定額の40%以内を支払うものとする。但し、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。~~

### 24. ゆいくる材の利用について

「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再資源化等及び再資源活用工事実施要領について」に基づき、使用する再生資材は、原則として、沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）とする。

### 25. 下請業者の県内企業優先活用

請負業者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

### 26. 変更契約等をする場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

### 27. 工期延長に伴う契約変更の対象外経費

当該工事における当初工期に変更が生じた場合、原則として、建物を除いた設備リースに係る経費については、その工期延長に伴う契約変更の対象としない。

### 28. 入札時積算数量書活用方式の適用

(1) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。本方式では入札時において、発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- (2) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- (3) 受注者からの請求による(1)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量書とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- (4) (1)の協議(発注者が請求する場合も含む。)は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目(設計図書において施工条件が明示された項目を除く。)を除く。
- (5) (1)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

## 29. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送するものとする。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額の表示をしたもの(ただし、商号または名称、住所及び工事名を記載すること。)でなければならない。
- (3) 工事費内訳書は、29.(3)の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

## 30. 着工会議について

本工事は、着工会議を下記のように予定している。日程等確認のため、落札後、速やかに担当に連絡をすること。

- (1) 着工会議予定日：未定
- (2) 場所：未定
- (3) 準備書類：現場説明書、着手関係書類

\* 着手関係書類様式は、沖縄県技術・建設業課HP (<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyuu/kouji-doboku-eizen.html>) の「沖縄県土木建築部建設工事関係標準様式

(エクセル) 」にて入手可能

## その他

(1) 工事中に発生する産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。

(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので適正に処理すること。

[必要経費（課税分）に関しては別途計上し、設計変更で対応する]

(3) 「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再生資源化等及び再資源活用工事実施要領」に基づき、使用する再生資材は原則として、沖縄県リサイクル資材評価認定制度資材（ゆいくる材）とする。なお、工事で発生した建設廃棄物は原則としてゆいくる材の認定を受けた施設に搬出すること。

~~(4) 赤土等流出防止対策については、工事着手前に関係機関と十分に調整し、その対策を講ずること。~~

(5) 本工事の予定価格は、「令和2年度 公共工事設計労務単価（令和2年3月1日）」を適用して積算している。

(6) 建築工事積算基準及び資材単価等は令和2年5月時点の単価等を採用。

(7) 関連工事が複数あり、大型重機を伴う施工期間の重複が想定されるため、施工計画においては密に連携を取り、十分留意すること。

~~(8) 建設発生土処分については、「○○○○工事」現場への工事間利用を想定している。ただし、工程の不一致等理由により工事間利用が不可能となった場合、当初計上していない建設発生土処分に係る費用については変更協議対象とする。~~

~~(9) 赤土等流出防止対策については、関連工事の「○○○○工事（解体）」にて実施する対策を引き継ぐ予定としているが、別途対策を追加・変更する必要がある場合は、変更協議対象とする。~~

## 別紙 2

### 契約後速やかに提出する書類

|    | 書 類             | 規格  | 部数 | 備 考                |
|----|-----------------|-----|----|--------------------|
| 1  | 工事着手届           | A 4 | 1  |                    |
| 2  | 現場代理人等通知書       | A 4 | 1  | 資格者証の写、経歴書、実務経験証明書 |
| 3  | 工事工程表           | A 4 | 1  |                    |
| 4  | 建設業退職金共済組合掛金収納書 | —   | 1  |                    |
| 5  | 建設労災補償共済制度加入証明書 | —   | 1  |                    |
| 6  | 労働保険関係成立届出証明書   | —   | 1  |                    |
| 7  | 火災保険・組み立て保険等    | —   | 1  |                    |
| 8  | 工事カルテ受領書（写）     | A 4 | 1  |                    |
| 9  | 再生資源利用計画書       | A 4 | 1  |                    |
| 10 | 再生資源利用促進計画書     | A 4 | 1  |                    |
| 11 | 営繕工事第 1 号様式     | A 4 | 1  |                    |
| 12 | 建設工事下請通知書       | A 4 | 1  |                    |

### 随時提出する書類

|   | 書 類            | 規格  | 部数 | 備 考            |
|---|----------------|-----|----|----------------|
| 1 | 建設工事下請通知書      | A 4 | 1  | 契約書第 7 条       |
| 2 | 施工計画書          | A 4 | 1  | 各工事着手前         |
| 3 | 使用材料承諾願        | A 4 | 1  | 規格、寸法等必要資料添付   |
| 4 | 施工図            | A 1 | 1  | 総合図承認後         |
| 5 | 試験成績書          | A 4 | 1  | 各種材料           |
| 6 | 材料検査調書、材料搬入報告書 | A 4 | 1  | 材料搬入ごとに        |
| 7 | 施行体制台帳         |     | 1  |                |
| 8 | 実施工程表          | A 3 | 1  | 工事の着手に先立ち作成・提出 |
| 9 | 確認・立ち会い願い      | A 4 | 1  |                |



毎月5日に提出する書類

|   | 書 類               | 規格  | 部数 | 備 考           |
|---|-------------------|-----|----|---------------|
| 1 | 定期報告書             | A 4 | 1  | 現場技術業務受託者の審査後 |
|   | (1) 工事履行報告書       | A 4 | 1  |               |
|   | (2) 工事月報          | A 4 | 1  |               |
|   | (3) 工事工程表（実施）     | A 4 | 1  | 各月ごと          |
|   | (4) 工事日報          | A 4 | 1  | 各月ごと          |
|   | (5) 工事写真          | A 4 | 1  | 各月ごと          |
|   | (5) 県産建設資材使用状況報告書 | A 4 | 1  | 各月ごと          |

別紙 2-2

既済検査時に提出する書類

|   | 書 類      | 規格  | 部数 | 備 考         |
|---|----------|-----|----|-------------|
| 1 | 既済部分検査願  | A 4 | 1  | 契約書に掲げる回数以内 |
| 2 | 出来高内訳明細書 | A 4 | 1  |             |
| 3 | 請求書      | A 4 | 1  | 既済検査終了後     |

完成時に提出する書類

|   | 書 類         | 規格  | 部数 | 備 考   |
|---|-------------|-----|----|-------|
| 1 | 完了通知書       | A 4 | 1  |       |
| 2 | 県産品使用状況報告書  | A 4 | 1  | 累計    |
| 3 | 請求書         | A 4 | 1  | 検査合格後 |
| 4 | 工事目的物引渡書    | A 4 | 1  |       |
| 5 | 再生資源利用実施書   | A 4 | 1  |       |
| 6 | 再生資源利用促進実施書 | A 4 | 1  |       |

### 別紙3

#### 完成図書

|    | 書 類          | 規格  | 部数 | 備 考                  |
|----|--------------|-----|----|----------------------|
| 1  | 工事日報         | A 4 | 1  |                      |
| 2  | 施工計画書        | A 4 | 1  |                      |
| 3  | 使用資材承諾書、証明書  | A 4 | 1  |                      |
| 4  | 施工承認図        | A 1 | 1  | A 4 サイズに折って提出        |
| 5  | 工事写真（完成写真含む） | —   | 1  | A 4 サイズに整理して提出       |
| 6  | 完成図          | A 1 | 1  | A 2 版白焼観音製本          |
| 7  | 完成図          | A 3 | 3  | A 4 版観音製本            |
| 8  | 完成図CD-ROM    | —   | 2  | (財)沖縄建設技術センター発行確認証1部 |
| 9  | 工事カルテ受領書（写）  | A 4 | 1  |                      |
| 10 | 鍵等引渡書、取扱説明書  | —   | 1  | 目録、キープラン含む           |
| 11 | 保全に関する資料     | A 4 | 2  |                      |
| 12 | 保証書          | A 4 | 1  | クリヤホルダーに収納           |
| 13 | 工事完成書類引渡書    | A 4 | 1  | 目録含む                 |
| 14 | 下請通知書        | A 4 | 1  |                      |

備考：鍵は3本1組とし、鍵札（アクリル製）をつけて鍵箱に、また予備品工具類は予備品箱及び工具箱にそれぞれ整理し、目録とともに提出する。

#### 別紙4

工事用看板の規格・寸法等は、原則として下記により請負契約ごとに作成することとするが、監督員の承諾により関連工事請負業者の共同作成とすることができる。

|       |   |                   |
|-------|---|-------------------|
| 工事名称  | : | ○○○○○○○○工事(○○)    |
| 工 期   | : | 令和 年 月 日～令和 年 月 日 |
| 発注者   | : | 沖縄県知事 ○○          |
| 監督員   | : | 沖縄県○○             |
| 設計・監理 | : |                   |
| 施工者   | : |                   |

(仕様) 大きさ : 縦900×横1800 (mm) 程度

背景色 : ホワイト

文 字 : 丸ゴシック体、グレー色、300ポイント程度

額 縁 : 四方アルミ、グレー色

別紙5

行政活動のコスト等表示看板

|   |  |
|---|--|
| <p>〇〇〇〇〇事業<br/>〇〇工事 (△工区)</p>   |  |
| <p>事業の目的など：</p>   | <p>←事業の目的、事業概要を記入。</p>                             |
| <p>本工事の内容：<br/>全体計画・・・のうち、<br/>〇〇のための工事である。</p>   | <p>←何のための工事かを分かりやすい表現で。</p>                        |
| <p>工事概要<br/>主な工事内容： ××のための〇〇工事<br/>××□□m<sup>3</sup>の設置工事<br/>工事に係る総費用は、◎◎◎◎です。<br/><br/>イラスト</p> | <p>←一般市民が理解できるような表現にすること。横断図等のイラストなどを十分活用すること。</p> |
| <p>工事担当 沖縄県土木建築部施設建築課<br/>(電話) 866-2416</p>   |  |

(仕様) 大きさ：縦1400×横1100 (mm) 程度

## 【指導事項】

ダンプトラック等による過積載等の防止について

- イ. 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- ロ. 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- ハ. 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- ニ. さし枠の装着または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- ホ. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ヘ. 下請け契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者を排除すること。
- ト. イからへのことにつき、下請け契約における受注者を指導すること。